上限額管理事務の流れ

	利用者負担額一覧表	= 1	受給者証で上限額管理事業所を確認する。(月途中で設定される場合もあるので注意)
(提供先)		平成 年 月 日	
	指定事業所番号		上限額管理事業者が設定されているときは、労一ビス提供周の盟周3目寫でに、
殿	年 所 (所在地) 業		上限額管理事業者が設定されているときは、一世ス温候月の盟月3日まで に、 サービス利用者の上限額管理事業者に左記の「利用者負担額一覧表」を提供する。
下記のとおり提供します。	者電話番号名称		関係事業者は、利用者(上限額管理対象者)ごとに事業所番号単位で利用者負担額 を算出し、提出先となる上限額管理事業者ごとに本様式を作成する。
平成 年 月分			
市町村番号	支給決定障がい者等欄 総費用額		
受給者証蓄号 氏名	利用者負担額 社会福祉法人等軽減額	提供サービス	
市町村番号 受給者証番号	総費用額 利用者負担額	提供サービス	理結果票」を作成する。(上限額管理事業者のみの利用の場合は作成不要です。)
氏名	社会福祉法人等軽減額		·
市町村番号 受給者証番号	総費用額 利用者負担額 社会福祉法人等軽減額	提供サービス	-\
氏名 市町村番号 皮給者延番号	任芸倫任法人寺駐原根 総費用額 利用者負担額	提供サービス	
氏名 市町村番号	社会福祉法人等軽減額総費用額		■理対象者に確認をする。(利用した事業所にもれが無いかを確認) ■署名押印した結果票の原本は上限額管理者が保管する。
受給者証番号	利用者負担額	提供サービス	
氏名	社会福祉法人等軽減額		
市町村番号 受給者証番号	総費用額 利用者負担額	提供サービス	
氏名	社会福祉法人等軽減額	5-40 (\$47)	┃ ┃
市町村番号 受給者証番号	総費用額 利用者負担額	提供サービス	額管理結果票」を送付する。
氏名	社会福祉法人等軽減額		'
市町村番号	総費用額		- L L-
受給者証番号	利用者負担額 社会福祉法人等軽減額	提供サービス	
市町村番号	総費用額 利用者負担額	提供サービス	・サービス提供月の翌月10日までに、利用者負担分を請求に反映させて請求を行う。 上限額管理者は結果票(情報・コピー)を連合会もしくは市へ送付する。
氏名	社会福祉法人等軽減額総費用額		:
受給者証番号	利用者負担額	提供サービス	C 上限額管理事業
氏名	社会福祉法人等軽減額		関係事業者

利用者負担額上限額管理結果票の記載における留意点

				禾	1月	者	負:	担亅	二限	額	管	理糸	吉果	票	平成			年	= 1	_		月分		
×17.	市町村番号		П	\blacksquare		<u> </u>	T			事業店	听番-	导	Ī	İ	T	I	I	1ª				ил		
支兵	給者証番号 給決定障がい者等名 給決定に係る がい児氏名							管理事業者	事そ	業所の事	業所		/		/	/	/	/	/	/				
	利用者負担上限月額					社会	·福祉	L法人	等軽	域》	_	5	1											
	利用者負担上限都 1 管理事業所 2 利用者負担 3 利用者負担	所で利 旦額の	利用の合	者負 算額	水、	負担	且上	限月	額以	下	のた	<i>b</i> ,	調整	色事	務				ない	1711	_			
	項番				_	Г				Т	-		_	ने	\			1	_			_		
3	事業所番号		_	_			_	_		t	_	-		7		$\overline{}$	_	\forall		_				
利用者負担	事業所名称			2																				
語	総費用額	П	\Box	Т	П	П		П	Т	П	T	Т	П	7		П	T	П		П				
集計・	利用者負担額									П					Î			П						
問題	社会福祉法人等軽減額																							
胜欄	管 利用者負担額 理	Ш				Ц		Ш		П			Ш	1		П		Ц		Ц	Ц			
	結 社会福祉法人等軽減額		Ш	\perp		Ц	1	Ш			1	1	Ш	4		Ц		П		Ш				
	果介護給付費等					Ц		Ш																
	項番									Т	15			Т				П					1	
	事業所番号													\Box				\Box						
利用者負担	事業所名称																			合	計			
上额集	総費用額	Π	\prod		Γ		I	\prod				J	\prod	_				\Box	T					
+	利用者負担額									П		I						\square						
預整	社会福祉法人等軽減額									П		I						\square						
整備	100		\perp			Ц	1	\coprod			\perp	1	Ш	\perp		Ц		Ц						
	結	Н	\perp	\perp	1	Н	+	\sqcup	\perp	Н	4	+	\sqcup	4		Н	-	\sqcup	+		Ц	\perp		
	果介護給付費等		Ш			Ш		Ш		Ц	Ц		Ш	L		Ц		Ш			Ш		ı	
							1		容に			部し			定障が	い者	等氏	名			/	1_		

該当する結果内容を番号で記載する。【必須】

- 1 管理事業所で利用者負担額を充当したため、他事業所の利用者負担は発生しない。
- 2 利用者負担額の合算額が、負担上限月額以下のため、調整事務は行わない。
- 3 利用者負担の合算額が、負担上限月額を超過するため、下記のとおり調整した。

☆上限額管理結果票の記載における留意点

- ・サービス提供した事業所名を記載する。(必須)
- |・利用者負担額については法律(障がい者総合支援法・児童福祉法)ごとで設定されるた |め、上限額管理も別々となり、それぞれ管理結果票を作成する。
- ・提供サービスごとで以下の順で左欄より記載する。

〇利用者負担額を徴収する優先順序は次のとおりです。

- 1 上限額管理事業所は、送付された一覧表をもとに①国の事業と②市の事業に分けます。
- ① 介護給付·訓練等給付 ② 地域生活支援
- 2 続いて優先順序は以下のようになります。

	1	上限額管理事業所					
介護給付	2	日中系サービスを提供した事業所(総費用額の多い順)					
訓練等給付	3	訪問系サービスを提供した事業所(総費用額の多い順)					
	4	短期入所(総費用額の多い順)					
地域生活支援		総費用額の多い順					

【注意】地域生活支援事業所が上限額管理事業所になった場合

- ・優先順位は①介護給付・訓練等給付が優先となります。
- ・地域生活支援事業のみの場合でも、総費用額の多い順になります。
- (上限額管理事業所が、優先順位1位とはなりませんので、注意してください。)
- ①上限管理事業所(指定相談支援事業所の場合は②以降の順で記載する。
- ②障がい児通所支援を提供した事業所
- ※同順序に複数の事業所がある場合は、総費用額の多い順に記載する。

上限額管理事業者は作成後、対象者より確認を受ける(署名または記名押印)【必須】